

3. 投資環境

政治・経済安定性

チェコ共和国は、完全に独立した議会制民主主義で、2004年5月1日にEUに加盟した10ヶ国の一つである。市場経済への移行を果たした国としては最先進国に数えられる。経済政策には一貫性があり、予測可能である。健全で独立した中央銀行（Czech National Bank）は、1991年以来、目覚しい程の通貨安定性を維持している。チェコ共和国は、中東欧初のOECD加盟国であり、NATOにも加盟。その他、WTO（世界貿易機関）、IMF（国際通貨基金）、EBRD（欧州開発銀行）といった国際機関にも加盟している。

チェコは加盟準備段階よりEU法制度に準拠しており、商法・会計法・破産法などは、いずれも欧米標準を満たしている。チェコ通貨（コルナ）は換金可能な通貨であり、投資に関わる国際送金（利益やロイヤルティ）は全て自由かつ円滑に行われている。

同等待遇

チェコの法律では、チェコ企業と外国企業は、財産権の保護から投資優遇措置に至るまですべての分野で同等に待遇されている。国防と銀行部門への投資を除き、政府が外国投資プロジェクトを制限することはない。OECD加盟国であるチェコ共和国は、民営化（国有資産の売却）においても外国投資家を差別していない。

投資保護

チェコは、IMF世界銀行グループに属する国際的な投資保護機構「多国間投資保証機構（MIGA）」のメンバー国であり、外国投資を支援・保護する二国間投資保護協定を多くの国と締結している。二国間協定先としては、米国・ドイツ・英国・フランス・オーストリア・スイス・イタリア・ベルギー・ルクセンブルグ・オランダ・フィンランド・ノルウェー・デンマーク・中国等が挙げられる（日本とは未締結）。

投資保護協定は、両当事国が相互に居住者の投資およびその関連活動を許可し、無差別の原則で取り扱い、法による保護と安全を完全保障することを規定するものである。協定の全文はチェコ語および相手国の公用語で入手可能である。チェコ語版はチェコ法規全集（Sbirka zákonu CR）で、その他の言語版は当該国の大使館など公的機関で入手できる。また、チェコ共和国は二重課税防止協定を多くの国々（日本を含む）と締結している。（※後述の項目「利益の本国送金」を参照）。

知的財産の保護

チェコは、著作権の保護に関するベルヌ条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、および万国著作権条約を締結している。既存の法規則は、特許・著作権・商標・半導体チップの設計デザインなど、全ての知的所有権の保護を保障している。商標法、著作権法はEU規則に適合している。（[Industrial Property Office – Czech Patent and Trade Mark Office](#)）外国人または外国法人の知的財産に関しては、公共の利益に照らしあわせ他に手段がない場合に限り、議会法に基づき、市場価格にて強制収容の忍受が求められる。ただし、1989年のピロード革命以来、外国投資家の財産収用が行なわれた事例はない。

利益の本国送金

チェコ子会社による外国籍親会社への利益分配・国外送金については、株式会社および有限会社に対する法定準備金の留保および源泉税の納付義務を除き、制限がない。（Fact Sheet 14「法人税と減価償却」を参照）。

チェコ共和国は、EU全加盟国・スイス・米国・カナダ・日本・オーストラリアをはじめとする多くの国と、二重課税防止条約を締結している。締約国リストは、財務省（Ministry of Finance）で入手できる。

二重課税防止条約では、配当・利子・ロイヤリティに対する課税が規定されている。実際の源泉課税率は各条約で決められているが、いずれも0%～15%の範囲内である。二重課税防止の具体的方法は、チェコと各相手国との条約の中で決定されなければならない。

投資リスク

チェコの開放的な投資環境は、経済の体制転換を進める上で重要な役割を担ってきた。国際格付け機関による高い投資格付け（※下表参照）や OECD への早期加盟（1995 年）といった実績は、チェコ経済の健全な基盤を立証するものである。

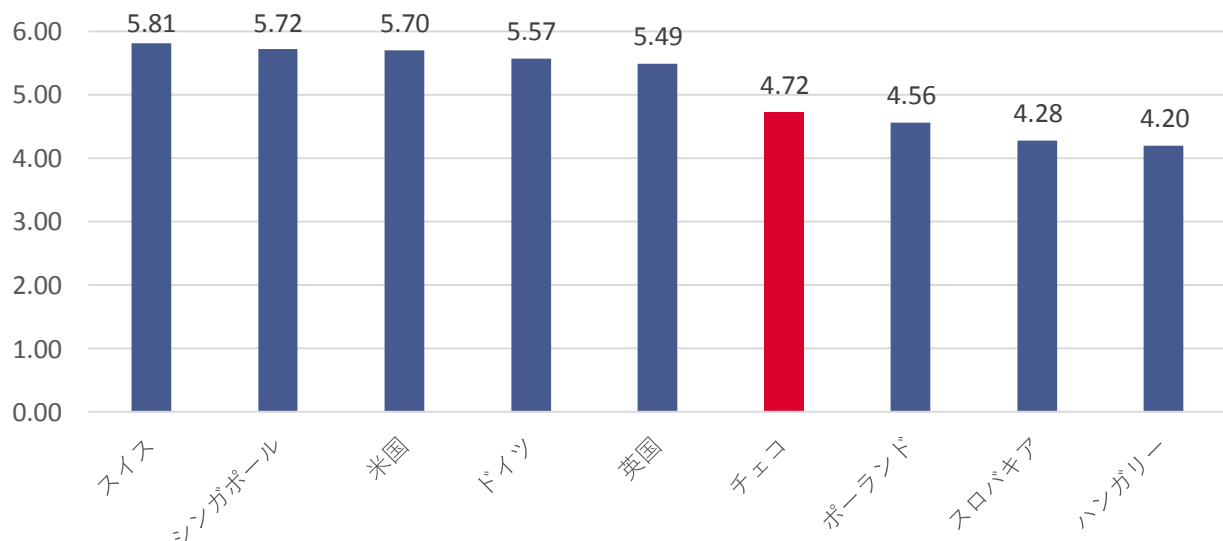
投資格付け

対象国	Standard & Poor's	Moody's analytics	Fitch Ratings
チェコ	AA-	A1	A+
スロバキア	A+	A2	A+
ポーランド	BBB+	A2	A-
ハンガリー	BBB-	Baa3	BBB-
ルーマニア	BBB-	Baa3	BBB-
ロシア	BB+	Ba1	BBB-
ブルガリア	BB+	Baa2	BBB-

出所: チェコ国立銀行 (2017 年)

世界競争力指数ランキング

チェコは世界経済競争力ランキングにおいて、中東欧の中でトップにランクイン (31 位) している。
 (1 位: スイス GCI = 5.81 / 最下位 138 位: イエメン GCI = 2.74)



出所: 世界経済フォーラム、世界競争力レポート (2016 年-2017 年)